

平成26年5月23日

会 員 各 位

公益社団法人宮城県トラック協会

会 長 須 藤 弘 三

(会長印省略)

エコタイヤの導入に対する補助申請について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「エコタイヤの導入に対する補助（国庫補助）」の第2次募集については、平成26年4月28日付けで通知しておりますが、現時点において補助申請件数が少ないことから、今回、1事業者当たりの補助上限台数を、「3台」から「10台」に変更し、また、タイヤ代金の支払いについても緩和されておりますので、より多くの事業者の方々が補助申請されますようお願い申し上げます。

なお、補助金（第2次募集）の概要は、下記のとおりですが、補助対象内容や申請方法等の詳細につきましては、全日本トラック協会のホームページ（<http://www.jta.or.jp>）に掲載されておりますので、ご覧ください。

記

1 補助対象事業者

申請時点において、保有車両台数が5両以上30両以下の運送事業者

2 補助対象

以下の①～③の全ての要件を満たすエコタイヤが補助対象になります。

- ① 平成26年4月1日から申請受付日までに導入されたものであること。

(注) 申請受付日は平成26年5月19日から6月6日まで（補助金申請額が予算額を超過した場合は、その日まで）です。

- ② 全日本トラック協会が定めるものであること。

- ③ 車両総重量12トン超の事業用トラック（新車を除く）の全てのタイヤに導入されたものであること。

(注) エコタイヤの納品が申請受付日までに完了したものが補助対象となります。

なお、タイヤ代金の支払いについては、平成26年9月30日までに支払いが完了することを条件に、補助申請することが可能になりました。ただし、補助金の交付決定は、領収証等が提出された後になります。

3 補助額等（トラック協会の協調補助を含む）

- (1) 補助率 導入費用（工賃等を除く）の1/2以内 ※ 国（1/4）トラック協会（1/4）
(2) 補助額 1台あたり 18万円（上限額） ※ 国（9万円）トラック協会（9万円）
(3) 補助上限台数 1事業者当たり 10台まで

4 補助申請の受付期間

平成26年5月19日（月）から平成26年6月6日（金）まで ※ただし、5月28日を除く。

（注1）補助金申請額が予算額を超過した日をもって、申請の受付を終了します。

（注2）宮城県トラック協会（仙台市若林区卸町）で受け付けます（本社が宮城県にある事業者に限ります。）。受付時間は、9時から17時までです。

5 申請書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書（様式第1）及び別紙（様式第1の2）

※ 別紙（様式第1の2）の「補助事業完了日」欄は、エコタイヤの納品日を記入すること。

- (2) 振込先調書

- (3) エコタイヤの販売証明書

（注）(1)～(3)の様式は、全日本トラック協会のホームページからプリントアウトしてください。

- (4) 導入したエコタイヤの商品名、型番、サイズ等を証する書類の写し（見積書、納品書等）

- (5) 請求書の写し

- (6) 支払を証する書類（領収書等）の写し （注）後日提出することも可能になりました。

- (7) 自動車検査証の写し

- (8) 平成26年度エコタイヤ導入（トラック協会補助）補助金交付申請書兼実績報告書

（注）(8)は、トラック協会の協調補助用の様式です。（この文書に添付しています。）

6 その他

- (1) 1事業者当たりの補助上限台数（10台）は、第1次募集と第2次募集を合わせた台数となります。

- (2) 第1次募集または第2次募集に申請した事業者であっても、補助上限台数（10台）の範囲内において、追加の補助申請をすることは可能です。

（注）アンダーライン部分は、変更した部分です。

（担当）業務部 武者

022-238-2721



番 号
年 月 日

公益社団法人 宮城県トラック協会
会 長 須 藤 弘 三 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名 印

平成26年度エコタイヤ導入（トラック協会補助）
補助金交付申請書兼実績報告書

下記により平成26年度エコタイヤ導入（トラック協会補助）補助金の交付を受けた
いので、エコタイヤ導入補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申
請及び報告いたします。

記

- 1. 導入したエコタイヤ 別紙のとおり
- 2. 補助対象経費 金 円
- 3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)

4. 経営する事業（営む業態に○をする）

	一般貨物自動車運送事業		特定貨物自動車運送事業
	第二種貨物利用運送事業		

5. 添付書類

- (1) 振込先調書
- (2) エコタイヤの販売証明書
- (3) 導入したエコタイヤの商品名、型番、サイズ等を証する書類の写し（見積書、納品書等）
- (4) 補助対象経費にかかる請求書の写し
- (5) 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し
- (6) 導入したエコタイヤを装着する車両の自動車検査証の写し

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先住所	(郵便番号)		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに連絡すること。